

第 19 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成22年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 19 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成22年12月13日（月曜日）

午前10時 2分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 吉 永 和 世
 副委員 長 池 田 和 貴
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 倉 重 剛
 委 員 鬼 海 洋 一
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 岩 中 伸 司
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 城 下 広 作
 委 員 井 手 順 雄
 委 員 重 村 栄
 委 員 田 代 国 広
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 湊 上 陽 一
 委 員 浦 田 祐三子
 委 員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄
 次 長 谷 崎 淳 一
 次 長 内 田 安 弘
 次 長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼環境政策課
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼
 廃棄物対策課
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 企画振興部
 政策審議員兼
 交通対策総室課長補佐 横 井 淳 一
 商工観光労働部
 新産業振興局長 真 崎 伸 一
 産業支援課長 高 口 義 幸
 新エネルギー産業振興室長 森 永 政 英
 農林水産部
 次 長 麻 生 秀 則
 次 長 神 戸 和 生
 農林水産政策課
 農林水産政策監 国 枝 玄
 農業技術課長 佐 藤 巖
 園芸課長 城 啓 人
 首席農林水産審議員兼
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男
 森林保全課長 久 保 尋 歳
 水産振興課長 鎌 賀 泰 文

漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
 水産研究センター所長 田 辺 純
 土木部
 総括審議員兼次長 天 野 雄 介
 土木技術管理室長 野 田 善 治
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 上 野 晋 也
 河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 鴻 山 修 市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 平 山 高 志
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀 田 俊 二
 下水環境課長 西 田 浩
 建築課長 坂 口 秀 二
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 平 井 章
 教育委員会事務局
 義務教育課長 谷 口 慶志郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 黒 田 祐 市
 企業審議員兼
 荒瀬ダム撤去準備室長 下 村 弘 之
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 田 上 隆 章

事務局職員出席者
 政務調査課課長補佐 森 田 学
 議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。

ただいまから、第19回環境対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることとします。

それでは、お手元に配付の委員会式次第に従い、付託調査事件を審議させていただきます

すので、よろしくお願ひいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、前回委員会からの変更部分について説明をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

まず初めに、産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件からお願ひいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課の加久でございます。

委員会資料の2ページをお願いします。

公共関与による管理型最終処分場の整備に係る最近の主な取り組み等についてでございます。

1の目的を省略させていただき、2の最近の取り組み状況から御説明させていただきます。

(1)クローズド無放流型の施設形式の発表に記載しておりますように、さきの定例県議会で、地元住民の方々の御不安にこたえるため、安全性を極限まで追求したクローズド無放流型の施設形式とすることを表明しました。

このクローズド無放流型の施設構造は、埋立地を屋根や外壁で覆い、周辺環境と分離するもので、水処理施設で浄化した処理水を河川に放流しないものです。

その後、より丁寧な説明を求めるといふ地元の御要望にこたえるため、知事みずからが現地に入り、地元の方々に直接お会いし、御不安や御心配の生の御意見をお聞きするとともに、クローズド無放流型の施設構造等を説

明する現地説明会を11月8日、9日に南関町、和水町で開催し、改めて処分場建設への御理解を求めました。

次に、(2) 住民説明会等の開催状況についてであります。

クローズド無放流型を発表後、10月12日、14日には、南関町議会、和水町議会全員協議会で施設構造を説明しております。また、先ほど御説明したとおり、11月8日、9日には、知事参加のもと、南関町、和水町の両町それぞれ約200名の住民が参加された上で、住民説明会を開催しております。説明会会場では、厳しい御意見もちょうだいしたところです。

その後、事務方で、次ページの3ページ、(3) 環境アセスメント現況調査中間報告の説明もあわせまして、11月14日に南関町坂下、四ツ原地区住民説明会、同月26日に南関町議会全員協議会、12月4日に和水町対策協議会、内田区、長小田区の住民代表約25名で構成されております。同月6日に白間山総合開発推進委員会、同月10日に和水町議会全員協議会で説明しております。

最後に、3、今後の取り組みです。

まず、(1) 地元の理解促進についてですが、さきの県議会で表明しましたクローズド無放流型の施設形式は、処分場の安全性に対する住民の方々の不安や心配の多くにこたえることができると考えております。

特に、住民の心配の多い地下水への影響に対しては、二重三重の遮水材、漏水検知システム、モニタリング観測井戸など、複合的な遮水・漏水対策を採用します。また、これに加えて、さらに漏水検知時に人工散水を停止することで、漏水の原因となる水が存在しないため、地下水汚染の心配がないこととなります。

こうした具体的な安全対策を示しながら、また環境アセスメント現況調査を引き続き実施し、

既に並行して着手している準備書、評価書の策定など一連の手續を通じ、具体的な環境保全措置も提示しながら、理解を求めていきます。

いずれにしても、今後とも住民の方々の意見に真摯に耳を傾け、処分場の必要性や安全性を丁寧に説明し、処分場建設への御理解をいただけるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

(2) 地域振興策につきましても、時期を見誤らないように検討を進め、地元合意の足がかりとなるよう、地元にお示ししてまいりたいと思っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

11月8日、9日に住民説明会で使用したクローズド無放流型の説明資料の一部を添付しております。詳細な御説明は省略させていただきますが、クローズド無放流型のメリット①から⑥まで6項目にまとめて説明しております。

4ページの右上がメリット①無放流でございます。左下がメリット②地下水汚染への安全性のまとめであり、4ページの右下、5ページ左上が遮水構造、それから右上が漏水検知システム、さらに左下モニタリングなど、安全対策を講じることとしております。

それに加えまして、今回のクローズド無放流型の採用によりまして、5ページ右下のメリット②のまとめに記載しております。万が一遮水材の破損があっても、散水を停止することで通常の地下水汚染のリスクを排除することができ、地下水の問題についておこたえできると考えております。

次の6ページには、そのほかのメリットを上げております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再

生に係る提言への対応について説明をお願いします。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、委員会資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

この8ページ、9ページに有明海・八代海再生に係る提言における施策等一覧を示しております。これは、平成16年2月の定例県議会におきまして、当時の有明海・八代海再生特別委員会から取り組むべき施策等について示されたものを一覧表にしたものでございます。

この一覧表におきまして、下線を引いております8項目、これが9月県議会以降に新たに取り組みを行ったものでございますので、本日は、この下線がございます項目を御説明させていただきます。

それでは、資料に沿いまして、各担当課から順次説明させますので、よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

生活排水処理施設の整備促進についてでございます。

資料の一番下から2行目をごらんください。本年度の取り組み状況でございますが、施設整備のマスタープランとしております熊本県生活排水処理施設整備構想の見直し作業を進めております。見直しにおきましては、現構想を策定した平成15年時とは、人口の動向、高齢化の進展など社会情勢が大きく変化しているため、下水道、浄化槽などの中から、それぞれの地域に合った整備手法は何かを再検証することが一つの柱になってまいります。

現在、各市町村の考え方をもとに水質保全

効果の確認を行っているところであり、今後、将来の方向性なども盛り込みながら各市町村と協議を進め、早期に見直し案を取りまとめて本委員会に御報告したいと考えております。

下水環境課の説明は以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

11ページ、項目は、工場・事業場の排水対策でございます。

上乘せ規制適用区域の設定をほぼ全県に拡大して、基準の確認をしております。

一番下の段、取り組み状況でございますけれども、4月からこれまで、保健所を中心といたしまして284の事業場に立入検査を行いまして、水質基準超過となりました10事業場に対しまして、施設や管理体制について、改善勧告4件、あるいは処理施設の運用ミス等に対するの厳重注意3件などを指導しております。随時、改善の確認を行ってまいります。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 資料の12ページをお願いいたします。

海域環境への負荷の削減ということで、魚類養殖、ノリ養殖について取り組みを行っております。

一番下の欄、最近の取り組み状況でございますが、魚類養殖については、10月を主体に底質調査をすべての漁場で実施しております。今後、それらの結果をもとに、各漁協の指導を行っていくこととしております。

ノリ養殖につきましては、既に漁期が始まっておりますが、機会をとらえて、酸処理剤の適正使用や行使方法について、指導、助言を行っていくこととしております。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

す。

13ページをお願いいたします。

提言項目が、森林の整備、施策が、森林整備の着実な推進でございます。

資料下段の方、平成22年度の取り組み状況でございますが、11月補正予算におきまして、森林環境保全整備事業、間伐等森林整備促進対策事業によりまして、間伐、基幹作業道、中核作業道の整備等を追加提案させていただいております。これらによりまして、間伐を初めとする森林整備のより着実な推進が図れるものと考えております。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

提言項目の海砂利採取への対応の中の法令の遵守・指導でございますが、平成22年度の取り組みの中の下段の②の取り組み状況の(2)行政処分についてでございますが、違法採取によりまして、平成22年7月に砂利採取法による登録取り消し、一般海域管理条例による過料処分並びに不当利得返還請求を行いました業者から、9月16日付で、登録取り消し及び過料処分について、知事に対する異議申し立ての提出がございました。現在審議中ございまして、今後決定を行うことといたしております。

続きまして、(3)の平成22年度の許認可についてでございますが、不認可処分を行った業者から、砂利採取法に基づきまして、公害等調整委員会に対して不服申し立てが行われました。現在、県知事からの答弁書を提出している状況でございます。

また、一般海域管理条例、漁業調整規則の不許可処分に対しましては、それぞれ国土交通大臣及び農林水産大臣に対しまして審査請求が行われております。このうち、農林水産

大臣からは、弁明書等の提出指示が来ております。

今後とも、関係各課が連携し、適切に対応したいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 15ページをお願いいたします。

アサリなど漁獲サイズや漁期の制限等、資源管理の強化についてでございます。

一番最後の一番下の欄、取り組み状況等でございますが、アサリについては、資源量調査等の結果を踏まえ指導をしているところでございますが、菊池川下流域のハマグリにつきましては、委員会指示による採捕禁止期間が終了いたしまして、11月から採捕が行われています。

今後は、委員会指示の効果や見直しの必要性等について検討していく予定でございます。

以上です。

○田辺水産研究センター所長 水産研究センターです。

16ページをお願いいたします。

燐含有量の少ないえさの開発でございます。

魚類養殖用のえさは、魚粉の含有率が60%と高く、この魚粉には燐が多く含まれているため、食べ残しのえさやふんから溶け出す燐が八代海における環境負荷の一因となっております。

そこで、水産研究センターでは、燐による環境負荷を減らすということ、また、値段の高い魚粉を使わないで、つまりえさの価格を下げるということを目的として、そこの概要のところに書いておりますEP、エクストルーダペレットと申しますけれども、を使いまして、魚粉の少ないえさの開発を行ってまい

りました。

その結果、魚粉の量を60%から20%に減らし、減らした魚粉のかわりにタウリンという物質を補うことで、栄養不足もなくて従来どおりのマダイやトラフグが育つことがわかりました。その試算によりますと、普通のえさに比べ、磷による環境負荷が約26%下がり、また、えさの値段も最大で25%下がるという結果も得られております。

現在、魚粉10%で試験中ですが、現在のところ従来の60%の魚に対して遜色のない成長が見られております。そこで、またさらに魚粉0%という形で試験中であります。

以上です。

○鎌賀水産振興課長 17ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施の件でございます。

この件につきましては、県は、有明海の環境変化と原因究明のため、諫早湾干拓事業の開門調査が必要であるという立場をとってきておりますが、まず、その前に環境アセスメントを早急に実施するよう求めてきたところでございます。

最後の欄、取り組み状況等についてでございますが、下から3行目のところに書いておりますが、先週の12月6日、諫早湾干拓訴訟控訴審判決におきまして、福岡高裁で、平成20年度の第1審佐賀地裁判決を指示し、改めて5年間の常時開門を命じるという判決が出ております。

県としましては、これにより取り組みが大きく変わるものではございませんが、今後の国や委員会の動向を見守りながら、関係県と連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に

関する提言への対応について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応につきまして、その概要を一覧表にまとめたものでございます。

一覧表の中で下線を引いております10項目につきましては、9月県議会以降に新たな取り組みを行ったものでございますので、本日は、この下線がある項目を御説明いたします。

それでは、資料に沿いまして順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

産業・業務部門のうちの事業活動における取り組みの推進についてでございます。

取り組み状況は、21ページの方に記載しております。21ページをお願いいたします。

上段の丸でございますが、条例に基づきます事業活動温暖化対策計画書制度の円滑な運用のための施策についてですが、ポツの1つ目と2つ目に記載しておりますとおり、補助事業の申請の受付を7月から11月まで行いまして、上段の省エネ改修につきましては7件、下段の方の駐車場整備につきましては2件の応募があった状況でございます。

3つ目のポツでございますが、10月1日から建築物環境配慮制度がスタートしまして、計画書の提出が3件なされております。

下段の地球温暖化対策に係る計画の策定状況につきましては、この後、報告事項の方で御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○横井交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

22ページをお願いいたします。

運輸部門の(2) 公共交通機関の利用促進について御説明いたします。

取り組み状況等につきまして、次の23ページの下段②をお願いいたします。

(1) のノーマイカー通勤運動の強化等のうち、1つ目の丸の休日ファミリー割引についてでございますが、子供連れ家族に公共交通機関利用の動機づけを図るとともに、子供たちにバスなどに乗る機会を与えることによって将来の利用につなげることを目的といたしまして、去る9月18日から10月17日までの1カ月間、土曜、日曜、祝日に、県内の路線バスと市電電車におきまして、大人1人に同伴する子供3人までを無料にする社会実験を実施いたしました。

その結果、この制度を利用された大人、子供の総数が3万525人、うち、ふだんは車で出かけているんだけど、割引制度があったからバスを利用したという公共交通機関への転換者が1万6,049人おられまして、この取り組みは本年度初めてでございましたけれども、一定の成果は得られたのではないかと考えております。

以上でございます。

○森永新エネルギー産業振興室長 新エネルギー産業振興室でございます。

同じ23ページの一番下段、(3) の乗り継ぎの円滑化についてをごらんいただきたいと思っております。

県では、電動バイクを活用した新しい乗り継ぎの円滑化施策といたしまして、地域グリーンディール基金を活用いたしまして、ソーラーによる発電も電力の一部とした充電インフラ整備を進めております。

今般、地元自治体との協議が整いまして、水俣市役所と道の駅阿蘇の2カ所に充電設備

を設置することとなったものでございます。

今年度は、ソーラー付きの駐輪場の整備を行うまでということを考えておりまして、具体的な実証実験等につきましては、23年の4月以降を予定しておりまして、現在その詳細を詰めているところでございます。

以上、新エネルギー産業振興室でございました。よろしくをお願いいたします。

○野田環境政策課長 続きまして、資料の24ページをお願いいたします。

家庭部門の家庭における取り組みの強化でございます。

22年の取り組み状況は、続きまして25ページをお願いいたします。

まず、1番目の県民等への地球温暖化問題の動機づけについてでございますが、1つ目の丸の総ぐるみくまもと環境フェア2010につきましては、第1弾としまして、10月30日に熊本市動植物園で、第2弾としまして、11月27、28日にグランメッセで行いまして、合わせて約1万1,700人の来場があったところでございます。

続きまして、2つ目の丸でございますが、地球温暖化対策地域協議会等への活動支援につきましては、地域協議会への設立促進のため、人吉・球磨地域で支援を行うことにしているところでございます。

2番目の家庭部門と他部門の連携による取り組みの推進につきましては、記載のとおり、くまもとEcoプロジェクト推進事業では、かぎ括弧の中に記載しておりますように、4団体につきまして補助金の交付決定をしたところでございます。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

26ページをお願いいたします。

部門が、二酸化炭素吸収対策、提言項目

が、森林吸収源対策の推進でございます。

資料の27ページの②取り組み状況等のところでございますが、先ほど有明海・八代海の環境の保全に関する件の際にも御説明させていただきましたとおり、11月補正予算におきまして、森林所有者の負担軽減が図れる定額方式で助成を行います間伐等森林整備促進対策事業によりまして、間伐、基幹作業道、中核作業道の整備を追加提案させていただいております。

企業等の森づくりの促進といたしまして、企業や森林所有者等に対して、9月、10月に企業・法人等との協働の森づくり指針の説明会を開催いたしますとともに、熊本県森林吸収量認証制度につきましても御説明をいたしました。

また、県有林オフセット・クレジット取得事業につきましては、年度内のクレジット認証に向け手続を行っているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 2件ほどちょっと質問いたします。

9月議会で知事がクローズド型を表明されて、その後、関係者の方の説明に努力されているところでございますけれども、11月8日、9日の南関町あるいは和水町の説明会、これらを見ておきましても、なかなか地元の理解が得られないという状況にあるというふうに感じておりますが、その中で私は大きく2つ疑問を持っております。

1つは、このクローズド型の安全性ということに対する説明は一生懸命やられておりますけれども、地元の人の疑問の中に、なぜ南

関町かという地域の設定の説明、この説明が不十分だというふうに考えておりますし、その中でも、このクローズド型を導入すると方針を決められた以降、条件が非常に変わったと思うんですね。

これまで、南関町に決定された、これが唯一の最適地だと決められた中には、このクローズド型のときはまだ入ってなかったんです。さまざまな過程で8カ所に絞って、さらに1カ所に絞られたと思いますけれども、このクローズド型に決めた以降については、それでもなぜこの南関町かということに対しての説明責任がない。だから、もしクローズド型であれば、何も南関町じゃなくてもほかのところでもできるんじゃないかという考えは当然出てくると思うんです。

その付近の説明をやはりしっかりやらしてもらわないかぬということと、もう一つは、9月の議会でも知事が表明されたように、地元を理解をしっかりと得た上で進めていくということになりましたから、そうすると今の計画どおり私は進まないんじゃないかなという懸念を持っております。その付近の計画に対する県の考え、これをお聞きしたいと思えます。

○中島公共関与推進室長 今先生の方からお話がありましたように、11月8日、9日、知事が赴きまして、住民説明会を開催いたしました。

それで、私どもの印象といたしましては、今回発表いたしましたクローズド無放流型については、まず知事が地元入りしたこと、それからクローズド無放流型については、地元の皆さんは一定の評価はなされているものというふうに私たちはとらえております。

と申しますのが、今先生もおっしゃいましたように、当日の質問も、この施設構造に対する質問はほとんどありませんでした。先生おっしゃいますように、なぜ南関町なのかと

というような、いわゆる入り口論といいますか、そもそも論の意見が多かったように思います。その点については、まだなかなか御納得、御理解をいただけていないというのが実情でありまして、これまでの私たちの説明力の不足を痛感いたしておるところでございます。

引き続き、丁寧に説明をしていきたいと思っておりますが、先生が後半おっしゃいましたクローズド無放流型を発表したことによって、南関町以外でも考えられるのではないかなという御趣旨だろうと思っておりますが、一応もう5年前に南関町と決定して以降、これまでの努力を続けておりますし、今この南関町から撤退し、よそのほかの候補地に変えるなどということは、いたずらに混乱を招くのみだと考えております。

それから、あえて申し上げれば、クローズド無放流型にすることによって、ほかのところもさらに適地になるかということになると、そういうことはないと思っております。

それから、もう1点は、スケジュールが計画どおり進むのかという御心配をいただいておりますが、御指摘のとおり、物理的に非常に厳しいタイトなスケジュールになっておることは、そのとおりでございます。

しかし、知事も当日申し上げましたように、今私たちに大切なのは、地元の御理解を最優先とし、そして丁寧に説明を続けていくというような姿勢であります。

したがって、今このスケジュールを見直す、考え直すというのは、現時点では考えておりません。目標に向かって誠心誠意今努力している最中でございます。

以上でございます。

○山本環境生活部次長 補足をさせていただいてよろしゅうございますか。

○吉永和世委員長 はい、どうぞ。

○山本環境生活部次長 済みません。立地をなぜ南関に決めたかという、その点でございますが、実は大きく3点ございます。立地の面、立地特性と言っておりますが、これは御承知だと思いますけれども、現地のくぼ地の地形がございます。それから、国道とか県道、複数のルートがある、それからインターに近い、そういった立地の面がすぐれている。

それから、もう一つが、安全性の面、これは、あそこに水がたまっておるのは御承知だと思いますが、下の方はもう水が全然通らないという、そういう非常にかたい地層の上につくるということ。

それから、最後に経済性の面でございますが、くぼ地の地形を利用できるということ、通常かかるコストを安全対策に使えるというようなこと。そのような3つの点から現地を選んでおります。

今回クローズド型にしたからといって、この条件が変わるわけではございませんので、改めて追加して補足して申し上げさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○吉田忠道委員 事情はよくわかっておりますけれども、このクローズド無放流型にするに決めたときに、改めてこの8カ所、少なくとも8カ所の評価の再点検はしたのかというのが一つは私は疑問があったんですね。だから、全くもう最初からここに最終的に決めとったんだから、もう検討する余地はないというふうには私は受け取りました。

だから、その付近が、仮に8カ所の候補に上った時点で、このクローズド無放流型ならばうちの町でやるよというようなところはないんですか。全くそういうことはないかということも一つやっぱり検討してもらいたいと思うんですね。

それから、2件目の計画については、当初の計画でいくならば、もう23年度から工事に着手ですね、途中から。今は、そのような状況に全くなっていないわけですから——丁寧に説明していくということは当然のことです、これは。それだけでも、なおやっぱりその計画に無理があるということであるならば、次善の策は当然考えておかなきゃいけないんじゃないかと思えますけれども、もう一度お願いいたします。

○中島公共関与推進室長 今先生の御質問で、クローズド無放流型を発表して、ほかの候補地に当たったか、あるいはほかの候補地を検討したかという御質問に対しては、ほかの候補地に打診をした、あるいは検討したということとはございません。現時点では、南関町が最適地と、一番に取り組むべき候補地というふうに決めて進んできておりますので、新たにクローズド無放流型を発表したからといって、ほかの候補地を検討したということとはございません。

先ほど次長も申し上げましたように、クローズド無放流型で適地の評価が変わるということは思っておりませんので、南関町がやはり第1番目の候補地として現在検討を進めているところでございます。

それから、スケジュールにつきましては、先生御指摘のとおり、あるいは私たちも非常に今厳しいと、厳しいタイトなスケジュールだということは認識をいたしておりますので、これも実施設計に入るまでにはきちんとしたスケジュールを見直す必要があれば見直したいと思えますけれども、今すぐにいわずらにこれを先延ばしするというようなつもりは現時点ではございません。目標に向かって今邁進している最中でございますので、今しばらく時間をちょうだいいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 ほかに、はい、どうぞ。

○渡辺利男委員 最終処分場の話ですけれども、先日トップである知事が行かれたにもかかわらず、非常に対応が厳しいものがあったということですよ。トップが行かれる以上、私はもう少し地ならしとか露払いというのはしっかりされていたのではないかと、ふうに期待しておりましたけれども、意外とトップが出ていくのにあの程度だったのかなと、5年間何をしていたのかなというふうに印象としては思ったわけですよ。これだけ県政の大きな課題になっているけれども、廃棄物対策課だけの仕事になっているのではないかなと。

例えば、南関町に一番日常的に接しているのはやっぱり地域振興局ですよ。玉名地域振興局は160人職員がおりますけれども、私は、当然この中に南関町の最終処分場対策課とか対策班とかそういうのができとるんだろうと思っておりましたけれども、一人として対策されているのはいない。地域振興局は何をやっているんですかと言うと、いや、廃棄物対策課が説明会をされる時には同席しています、行ってますという程度ですよ。

ですから、私は、やっぱり南関町に御理解いただくには、町長を初め、町職員、あるいは町議会、あるいは区長会の皆さんとか農協とか商工会、あるいはいろんな市民団体もいらっしゃるかもしれない。そういう方たちに日常的に接して、繰り返し説明をして理解を求めていく以外にないと思うんですよ。

ところが、日ごろ何の接触もしていない、あるいは人間関係もつくっていないような廃棄物対策課だけが町に出て行ってやりとりをしても、これは相当時間がかかるのではないかと。地域振興局が一番身近なところにおいて何のために存在しとるのかなというふうに思うわけですよ。

ここは企画がいらっしゃいませんけれど

も、そういうふうこういう大きな問題はもう少し総合的に県庁を挙げてやっていかないとかなかなかうまくいかないのではないかなというふうに、この間の知事の行った後の対応を見て思ったわけですが、どうですか、そこのところは。答える人はいないのかな。

○山本環境生活部次長 済みません、山本でございます。

私も、御承知のように、前任2年間は廃棄物対策課の課長をしております、確かに先生御指摘のとおりだと。局には担当官がおりませんので、今の御意見は貴重な御意見だと思ひまして、反省をさせられたところでございます。

今後、御意見などを踏まえまして、頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺利男委員 行政全体のあり方ですけれども、地域振興局のあり方にかかわるんですよ。

例えば、ちょっと話が外れるかもしれませんが、五木村の振興についても、ああいうふうな状況になって慌てて五木村振興計画なんかをつくらうとしているでしょう。

ところが、球磨地域振興局は何十年もあそこにおいて仕事をしておるわけですよ、200名以上の方が。五木村の振興のためには、何が必要で、どうすべきかというのは、右から左にすぐ出せるような状況にあるのが本当ですよ。日ごろ何ばしとっただろうかというふうに思うわけです。

だから、地域振興局というのは、一番市町村に身近なところにおるはずで、日常的にいろんなかかわりを持って町役場や町長とも仕事をしているわけで、そこが、こういう五木村の振興とかこの最終処分場の問題とかをよそごとみたいにしてる姿を見て、こういうこ

とならもう地域振興局はなくしたってええなというふうに思うわけですよ。だから、ぜひ、もう少し総合的に行政全体でこういう大事な問題には取り組んでいただきたいと思ひます。

以上です。

○岩中伸司委員 私も地元のすぐ近くですが、南関の隣ですので、この問題には当初からいろいろ問題があるんだなというふうなことは委員会の中でも聞いてきたんですが、最終的にこの選定をされて、この南関町に県としては決めていったということを受けて、私の個人的な情報では、それに対する猛反対というか、こんな声は余り届いてなかったんですね、正直。ずっと経過を見てみれば、今回もクローズド無放流型というふうなことで提起をされてくることを見れば、私はやっぱり安全性の問題が一番最重要点かなというふうなことを考えていたのですが、きょうの委員会でも、この入り口の問題から、この前の知事が行かれた説明会ではかなり反対があったという中身は、どうもそこに集中しているような感じがするので、これは一番基本的なところの出発点だなと。

今渡辺委員がおっしゃったような形ももちろん大事なことですけれども、この処分場を来年度からどう具体的にこれを進めていくのかというせっぱ詰まった状況の中で、私はやっぱり先ほどの意見も一考する必要がある、こういう完璧な施設をつくるとすれば、希望する、手を挙げるところもあるんじゃないかというふうな気持ちもするんですね。

ただ、行政として、これを進めると決めて、途中で変更したらなお混乱を招くという、おっしゃることも十分わかるんですね。混乱をしていくということもあるので、私は、やっぱりこの入り口の問題というならば、もっと深刻に受けとめながら、南関でぜひやりたいということであれば、やっぱり本

当に集中的に、議会もそうですが、地域の反対をされている人たちと個別に当たっていくとか、何かそういう手だてを集中的にやらないと、これは実現しないんじゃないか。もっと紛糾していくような心配もするので、ですから県としては、完璧に住民に迷惑はかけない、安全面でも完璧なんだという、これだけの施設をつくとすれば、私は、入り口論とすればちょっと方向が違うので心配をしたんですね、きょうなんかは特に。

その辺は、対策、これまでじゃないような考え方でいかないと、進めていくには困難性があるなと思うので、その辺の決意と今後の方向を示していただきたいと思うんですがね。

○山本環境生活部次長 ありがとうございます。いろいろと御心配をかけております。

この計画そのものは、県民の生活環境の保全、それから経済のインフラとしてぜひ必要なことだということで、我々、議会の皆様方からも応援を受けまして、一生懸命取り組ませていただいているところでございます。

南関町に決めさせていただいた理由は、先ほど申し上げたような理由でございまして、我々としては、ぜひ御説明をし、御理解を申し上げ、さらに、我々現地に行きまして、住民の方たちの御苦労というのを肌で感じておりますが、これは県民の皆様にも理解をいただきながら、そして、この両町の苦しみを県民全体で支えるような、そんな努力をしなきゃいかぬと思っておるところでございます。

安全策につきましても、先ほど課長の方からも説明がございましたけれども、このメリットで究極の極限まで安全性を高めたということで、追求したということで、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

今後も一生懸命頑張りますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願ひいたしたいと思

ます。

○岩中伸司委員 十分わかるんですけども、安全性を求めたという、私は、その心配は安全性の面以前の問題のような感じがするので、大変なことだなというふうな思いでございますので、ぜひそういう構えを持っていただきたいと思います。

○西岡勝成委員 この廃棄物処理場というのは、基本的には基地問題に似たような部分があって、だれも必要と思いつながら、自分のところに来るのは嫌だというような感覚があると思うんですけども、まさしくそのような問題で、安全性をこれだけ努力されて高めながらされているわけですけども、何がなんでも反対という人は、絶対これは聞く耳を持たぬ方々がいらっしゃると思うんですね。

そこで、どうそれを踏み切るかというようなどころまで、私は、もう現実これだけ努力されて安全性の確保をされてきている中で、やはり熱意を持って説得される必要もあろうかと思いつけれども、やはりこの安全性に自信を持っておられるなら、もうそろそろ決断をされてやる時期もあろうかと思いつるので、なお一層の住民に対する説明責任というのは大事かと思いつけれども、ぜひ、自分たちも施設に対して自信を持って取り組んでいるんだということを住民の人たちにも理解をしてもらい、県民の皆様さん方にも、やはり財政的にもいろいろな分野でやっていかなきゃいかぬ部分もありますので、ぜひその辺は心してやっていただきたい。

○駒崎環境生活部長 たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございます。

山本次長や担当室長から答えた部分と重なりますけれども、多少整理して、現状と今後の取り組みの姿勢というものを御説明したいと思いつます。

入り口論につきましては、なぜ南関町かということにつきましては、担当室の方がこれまで5年間の間に何回も地元に入りまして、地元の行政区長さんを初め地元の方々に説明をしてまいりまして、その間、先進地で佐賀とか島根の方を現地視察していただきまして、こういうふうな施設ですよということで御理解を得て、それならばとにかく環境アセス程度のところまでは手続を進めて状況を見てというふうに御理解を得ながら進めてきたというつもりでございます。岩中委員からお話があった、当初大きな反対の声はなかったというのは、そういう時期のことであったかと思えます。

環境アセスに入りました段階で、半径1キロ以内のところあたりを中心に井戸の調査などもさせていただくということで入りましたときに、今まで聞いてなかったという方がいらっちゃって、施設そのものができる地点の本当の地元中の地元を最優先して、その方たちに接してきた経緯が、多少周辺の方々にとっては自分たちは後回しになったという印象があったかもしれません。少しその点で、なぜ南関になったのだというふうな説明からやり直してくれということで、その辺の入り口論が今続いているところはあるかと思っております。十分反省して取り組みを進めております。

知事の現地入りなど、そのほかの事柄について少し補足いたしますと、渡辺委員からお話がありましたように、もう少し露払いをして、きちっと論点が整理できて、じゃあ知事が入ってお願いをすれば何とか前に進むというタイミングを見てというふうな考えもございましたけれども、知事の強い意思で、いろいろ準備が整ったところを出ていくのではなくて、自分が先頭に立って地元の方に接する、直接説明をして直接声を聞くというふうな強い決意を示されましたので、今回のようなことになりました。

知事以下、私どもの気持ちとしましては、これまで、入り口論など、なぜ南関町か、あるいはどういう施設かということは、ある程度地元中の地元の方々には御説明したつもりですけれども、まだ十分に伝わってない部分があった。

それと、何といたしても、クローズド型にして大分前提が変わったということで、一から説明ということで、そこからいわば新たな一步のつもりで、知事の直接の説明、直接の意見聴取ということから始めようということで始めたところでございます。

その後も、私が地元に行きまして、説明をするようにいたしております。県議会と日程が重なった場合に行けない場合には、次長以下で対応しておりますけれども、頻繁に入るようにいたしております。

それから、振興局との関係でございますけれども、全く新しい仕事でございます。振興局の方はなかなか具体的な情報、直前の情報が入ってこないという状況がございましたので、ちょうど南関町に決定したときには、私が玉名振興局の局長をしておりましたけれども、当時は振興局にも事前に情報提供した上で南関に行くという形でございます。振興局の方が、局長以下の振興局の職員が十分に消化できていない情報で地元に入るのが、かえって危険では——危険という用語弊がありますけれども、地元で誤解を与えないと、言葉足らずの説明などがあると誤解を与えるといけないということで、当時の公共関与推進室が頻繁に入ってきております。

公共関与推進室の職員は、既に延べ回数にしますと、100回とは言わず200回を超えるぐらいの回数現地に入ってございまして、いろいろな方とお話をしております。井戸調査につきましても、調査ならいいよというふうな御理解を得て進めておりますし、既に顔も名前も覚えていただいて、固有名詞で呼びかけをしていただくというふうなところまで関係がで

きつつあるかというふうに思っております。

そうした努力を続けておりますけれども、まだ100%の賛成というのはなかなか難しい段階でございます。この後どうするかという御意見、吉田委員からもございました。危機管理としては、次善の策を常に考えるというのが危機管理だと思いますけれども、今私どもは、御理解を得ながら、当初の計画どおり着工するという前提で努力をいたします。

その後、知事からは、定例記者会見などでスケジュールを優先するものでないという趣旨の答弁もあっておりますので、そこら辺のところを考えながら取り組んでまいりますけれども、今直ちにスケジュールを変更して取り組むということではなくて、今は我々がお示ししておるスケジュールに沿って実現できるよう全力を挙げるといふふうなことで取り組みを続けてまいりたいと思っております。

どうぞ、今後とも、いろいろな御支援と御助言を賜りたいと思っております。よろしく御願い申し上げます。

○井手順雄委員 確認いいですか。

今総括で部長の方から言われましたけれども、粛々とスケジュールどおりに行っていくと。

確認ですけれども、これは、そもそも23年度ぐらいになれば公共関与した処分場ができなかったらもう熊本県は捨てる場所がなくなるというようなことで始まった事業だろうという理解がありまして、そしてことしになってからかな、捨てる量がだんだん少なくなってきたので、あと何年かは熊本県のほかの施設の民間の処理場で処理ができますよという御説明がございました。

今この状況で、公共関与という施設が、例えば、仮にですよ、なかなかそういう話がまとまらなくてできなかったと、そのときに、今捨てている処理場がいっぱいになって、公共関与の施設ができなかったといった状況も

あり得るのかなというふうに思いますけれども、そういうときにはどうされるんですか。

○駒崎環境生活部長 今の点、まず、ごみ処分場の見込みが変わってきているという前提については、棒グラフを示したのがございますので、今から配りたいと思っております。配りましても、それは後ほど事務的に説明いたしますが、万が一足りなくなって、県内に産廃の処分場が全くないということになりますと、熊本県としては大変残念な事態ですけれども、当面県外の処分場に受け入れていただくということをお願いせざるを得ないかなとは思っています。

○井手順雄委員 じゃあ、その間、間に合わぬだった場合には、もう県外に持っていくというようなことでございますね。

私思うに、環境立県くまもとというのを大きくアドバルーンを上げて今熊本県は取り組んでおられます。そういう県が、そもそもこうやって県外に持っていかなくちゃいけない状況に陥るような可能性があるというのが、私はちょっとおかしいところがあるのかなと。

やっぱりやることとすること、実際にアンバランスなところがあるのかなというふうな理解をしているところでございますので、やはり県民に対してそこら辺は十分に理解を求めていながら、行政としては、もうちょっと先手先手の行政手腕というのを振るっていただきながら、やはり環境立県くまもとにふさわしい熊本県になるように頑張りたいというふうに思います。答弁は要りません。

○吉永和世委員長 説明します。どうぞ。

○中島公共関与推進室長 今お手元に配付いたしました資料でございますが、これは近年のこれまでの管理型最終処分場の残存容量の

推移でございます。

例えば、平成12年度に52万立米の残存容量がございましたが、それがどんどんどんどん減っていきまして、白と黒の棒グラフが2本並んでおりますが、黒い方が実績の残存容量でございます、平成15年度末におきましては、21万立米まで残存容量が減っていったと。それから、16年度に13万立米に減る予定でございましたけれども、ここで民間施設の14万の増設がございまして、一たん一息つきました。

しかしながら、それ以降、また17、18、19と容量が減っていき枯渇目前となっております。それから、20年度は、図のとおり6万立米、それから、21年度は、もういよいよ枯渇する予測でございましたけれども、ここで九州産廃が約14万立米の増設をいたしましたために現在一息ついておりまして、21年度末では、あと年数としましては、残余年数として4年弱というようなデータが出ております。

したがって、増設等がございまして、残存容量はでこぼこがございましてけれども、このままの状態ですと、21年度末で残余年数が約4年弱でございますので、いよいよ枯渇していくというような状況でございます。

それから、あわせて申し上げますと、先生方も御承知であろうかと思いますが、九州産廃は、菊池市との協定で平成26年度末で受け入れを終了することになっております。あわせて、もう一つの民間処分場がございまして、ここも受け入れ品目を限定しているというような状況もございまして、どうしても私たちが今計画しております公共関与の処分場が必要になってくるというような状況でございます。

以上です。

○山本環境生活部次長 追加で少し補足をお

願いさせていただいてよろしゅうございますか。

今のこの表でござんのとおりで、12年度から白い棒グラフが立っておりますが、ござんのとおりでどんどん右肩下がりで下がってきております。そういう見込みで来ております。

ところが、16年度に14万立米の増設があって、それで今現在どうにかもってきているという、そういう状況が1点でございます。

それから、ごみの排出量も確かに減っておりますが、廃棄物が出なくなるということは決してございませんので、これは、やはり我々が今後最終処分場をぜひつくっていかなくちゃいけないという状況に変わりはないと思っております。

○吉永和世委員長 厳しいスケジュールだと思っておりますけれども、最終的には決断する時期が来るというふうに思いますので、自信を持って決断できるように、地域住民の方々に引き続き納得いただけるように御努力いただきたいというふうにお願いをいたしたいと思っております。

では、なければ、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと思っておりますが、質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 養殖漁場を含め、底質の調査をしていただいております。自然界と違って、養殖漁場というのは1カ所に集めてあるわけですから、それぞれ環境に影響を及ぼすのはもう必至なわけなんですけれども、できるだけ低減するために、えさのやり方とか、いろいろ今日までも御努力をいただいております。

ただ、長年養殖漁場として使っているところは、かなり底質が悪いところがあるんじゃないかと私は思っていますが、要するに潮の

流れの速いところとか遅いところとか、また何年か台風も来ていませんので、攪拌ができないというようなことがあります、実際として、調査されて、ここの漁場は、非常に問題や底質が大分悪化しているというようなところはあるんですか。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課です。

養殖漁場をずっと調査をしておりますが、昔から比べますと、えさのやり方が変わってきております。生の冷凍しておりました魚を船上でミンチにして粉碎して与える方法から、モイストペレットという、魚粉などをまぜてある程度固めたえさに変わり、またさらにEPという飼料でビスケットのような形のものに変わってきております。それで、相対的には、養殖漁場の底質も改善しつつあります。以前と比べて悪くなるんじゃないくて、よくなる方向にあります。

個々のデータは今ちょっと持ち合わせございませんので、詳しく申し上げることはできませんけれども、海そのものに浄化能力がございますので、ある程度の栄養分の負荷というのを抑えることができたなら改善方向に向かうといった仕組みで、特に急激に悪化しているようなところはございません。そういった状況だと思います。

○西岡勝成委員 そういう流れの中で、2年3年続きで大赤潮が発生しているということは、要するに、そこの漁場の要因よりもほかの外部要因でそういう赤潮が発生しているという解釈でいいんですか。

○鎌賀水産振興課長 赤潮の発生につきましては、いろんな要因があろうかと思っておりますけれども、水質の問題、栄養分の問題ということに限りますと、特に現状で以前より急激に悪化したとかという状況ではございませんで、いろんなプランクトンが繁殖するための

微量元素の問題ですとか、あと、ほかの植物プランクトンとの関係、競合しているプランクトンがいなくなった状態でシャトネラが発生するとか、そういった微妙なバランスが崩れているといいますか、そういったバランスの中で大きな発生がことし見られたということではないかと考えております。

○西岡勝成委員 そういう流れの中で、私は質問でも申し上げましたように、諫早湾の開門というのは、非常に心配な、諫早湾の要するに締め切り堤というのが非常に赤潮を拡大させた原因になつとりゃせんどかと自分なりには思っているんですけれども、今度福岡高裁でも開門という。

きょうは、聞くところによりますと、委員会でも意見書を提出していただくようになってはいますけれども、これはやっぱりぜひアセスメントをきちっとやりながらせぬと、またぞろ、もう弱り切っている養殖業者に致命的なところになってしまう可能性もあるので、その辺は、きょう、県としても、国や委員会の動向を見ながら関係県と連携して対応していくというような御説明があっておりますけれども、ぜひ、この辺は非常に影響を受けやすいと、閉鎖性の強い湾で影響を受けるということもありますので、その辺は、意見書はどういう形になるかわかりませんが、ぜひ後で対応していただきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 今の問題です。今お話しのとおり、後で意見書のところで質問しようというふうに思ってたんですが、もう出ましたので、あわせて質問したいというふうに思います。

特に、裁判の判決が出て以降、即座に長崎の県知事は反対の意向、それから佐賀の知事は、ぜひ早期に開門をして調査してほしいと

いう、国に対して申し入れを行われているわけですね。

そこで、これまでも、この問題については、特に潮汐の、潮流が減速しているんじゃないかとかというふうなその原因が堤防締め切りにある。あるいは、また一方では、温暖化の影響じゃないかというさまざまな意見がある中で、やっぱりこれは何としても早期に調査をして科学的な解明をするということが有明海再生の必須条件だということについては、もうみんな一応同じような見解だというふうに思うんですね。

そこで、3県の漁協あたりと連携をとりながらやっているわけですが、今申し上げましたように、佐賀と長崎については即座に対応するという状況が起きているわけですが、3県の漁協の現状が、これまでずっと一緒になってやってきたわけですが、現段階において、その辺がどうなっているのか。

この結果を受けて、3県漁連の連携がどういうぐあいになって、さらにまた熊本県の知事に対するさまざまな要望、要求というのが具体的に起きているのではないかというふうに想像するわけですが、その辺の状況について少しお話しいただきたいと思えます。井手先生もいらっしゃいますけれども…

○鎌賀水産振興課長 まず、4県のこの判決に対するコメントなりが出ていますが、佐賀は、まず即時開門の要求でございますし、長崎県は反対で委員がおっしゃったとおりでございますが、福岡県は熊本県とほぼ同じでして、これまで要求をしてきたとおり、環境アセスメントをやった開門調査に向かうというふうな御意見でございます。

福岡県も熊本県も同じような状況という、同じような意見でございますけれども、その背景としましては、例えば平成14年に短期開

門調査をやっておりますけれども、そのときには、熊本県の北部の方では、諫早湾の締め切りの中にたまっていた植物プランクトンといいますか、アオコが流れてきたというふうな話もございまして、単に開門をすると何らかの影響があるんじゃないかと、悪影響があるんじゃないかというふうな心配をしている漁業者もおります。

ただ、長期的には、諫早湾の締め切り、あけてどういう影響があるかきちんと調査をやるべきだというふうな御意見が多数でありまして、そのところで若干福岡、熊本というのは、佐賀、長崎とは意見が異なっているというふうな状況でございます。

県民からの要望ということでございまして、先週原告団から申し入れがありまして、内容としましては、判決を受けて環境アセスメントの結果を待つ時間がない、即刻開門をするように県から申し入れてほしいと、そういった要望があつてございます。

以上です。

○鬼海洋一委員 熊本県漁連との関係といたしますか、その意向というのは具体的にどういう状況になっているのでしょうか。

○鎌賀水産振興課長 先週の金曜日に議会の方からお話ございまして、県漁連の会長、副会長、それと各部会の部長が集まりまして意見交換を行っております。

その中では、先ほど言いましたように、県の北部の方の漁協は短期開門調査のときに見られたような悪環境があるんじゃないかという心配をしている向きの御意見もございまして。

それと、全体の意見としては、調査調査ということですとやるのではなくて、有明海再生のための事業に取り組むべきそういう時期じゃないかというふうな御意見が多数じゃなかったかと思っております。

○鬼海洋一委員 そもそも有明海、八代海の特別委員会ができたことも、そしてまたさまざまなそのための事業あたりもやられているわけですけれども、ここが最大の出発点なんですよね。ですから、そもそもこの委員会そのものの発足の意義というのはそこにあるわけですから、ぜひ俊敏に——佐賀は、ああいいうぐあいにはすぐぱっと対応されているわけです。ありますので、取り組んでいくということが大事ではないかなと思っておりますので、その点の要望を申し上げておきたいと思いません。

○吉永和世委員長 ほかに。

○吉田忠道委員 説明資料の14ページですけれども、法令の遵守というところの一番下の方の(2)と(3)の関連でございますけれども、(2)について、9月16日付でこうやって異議申し立てが出されたということで、内容を審査中で今後決定を行うという県の対応ですけれども、もう出されてから3カ月程度になるわけですけれども、これはいつごろ決定を行う、いつごろの時期になるのか。

(3)の農水省大臣からの知事あての資料の提出等の指示、これらに対する対応を検討中ということですが、これは、この対応は、検討はいつごろまでになるのか、この付近の意見をお尋ねいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

まず、1点目の異議申し立てに対する対応でございますが、関係各課と今調整をしておりますが、今月にはお出しする予定になるかと思っております。

それから、農水省の方は、1月までにこの関係の書類を出すようにということでございますので、そこはきちんと対応してまいりた

いと考えております。

○吉永和世委員長 いいですか。ほかに。
なければ、次に入ります。

次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。ないようであれば、質疑を終了したいと思います。

議題の審議につきましては、ほかにございませんか。

○池田和貴副委員長 先ほど来、開門調査の件について、西岡委員、鬼海委員の方からも御質問がございました。また、さまざまな団体から要望等が出ているということも今御報告がありました。

そこで、水産議連も、先週末その辺の検討を行われたところでございますが、やはり熊本県としても、議会として何らかの我々の立場をはっきりすべきところではないかというふうに思っておりますので、先ほどお話がございましたが、委員会から意見書を提出したらいかがかと思いますが、委員長いかがでしょうか。

○吉永和世委員長 では、この案文をちょっと朗読していただきますので、よろしくお願いいたします。

○森田政務調査課課長補佐 それでは、朗読いたします。

有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書(案)

有明海・八代海は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。県では、平成12年度のノリ色落ち被害以来、有明海・八代海を豊かな海として再生することを目指し、近隣県との連携、国の協力を得ながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、再生へ

向けた取り組みを行ってきた。しかし、有明海・八代海の漁業生産は依然として大変不安定な状況が続いている。

このような中、平成22年12月6日、諫早湾干拓事業と有明海の環境変化との因果関係を争点とした諫早湾干拓潮受堤防撤去等請求訴訟の福岡高裁控訴審において、佐賀地裁判決を支持し、5年間の排水門開放を命じる判決がなされた。県はこれまで、有明海の環境変化の原因究明のために諫早湾干拓事業の開門調査は必要であるが、県内の漁業者の中には開門による悪影響を懸念する声もあることから、開門調査の実施については、現在実施している環境アセスメントに基づき、関係者が納得するように十分な検討を行うよう主張してきたところである。

有明海・八代海の再生を図るためには、徹底した調査により環境変化の原因究明を行うことが必要であるとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を早急に講じることが必要である。

よって、国におかれては、有明海・八代海の再生に向け、下記事項について特段の措置を講じられるよう改めて強く要望する。

1 有明海・八代海の環境変化の原因究明に必要な調査を引き続き行うと同時に、水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を国が主体となって早急に実施していくこと。

2 「諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査」については、「開門調査に係る環境影響評価」をできる限り迅速に行い、その結果を基に、環境保全に配慮した開門方法の工夫や影響の低減措置などについての十分な検討を行い、国の責任のもとに開門調査の実施に繋げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する。

○吉永和世委員長 提出することに対しては、御賛同いただいたというふうに思います。

今朗読いたしましたが、この文に関しまして、御意見等ございましたら……。

○西岡勝成委員 今文章をお聞きしまして、ちょっと戻らないというか、要するに10行目ぐらいに「赤潮」という言葉が全く出てきてないんですよ、このあれにはですね。だから、やっぱり「県内の漁業者の中には開門による赤潮などの悪影響を懸念する声もあること」などというような感じで、「赤潮」をぜひやっぱり入れるべきだと思いますし、記の中に有明海・八代海の赤潮などの環境変化の原因究明というようなことで、何か赤潮を入れないと、莫大な被害を、原因はいろいろ考えられますけれども、あるので、ぜひその辺は委員長にお願いをして、文言を修正していただければと思います。

それから、鹿児島県は、熊本県の倍ぐらいの被害を同じ八代海で受けているわけですけども、鹿児島県の反応は何かわかっていますか、この裁判結果について。

○鎌賀水産振興課長 諫早干拓の問題に関しましては、鹿児島県から特にコメントを出したりとか何か動きがあるということは聞いてございません。

○西岡勝成委員 できれば、鹿児島県とも連携して対応していかないと、被害はあっちの方が大きいわけですよ。その辺はお願いしておきます。

○吉永和世委員長 はい、わかりました。ほかに。

それでは、この意見書案によりまして、委

員会提出議題として、本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 御異議がないようですので、この意見書案により、議案を提出することに決定しました。（「文言は入れるとな」と呼ぶ者あり）文言に関しましては、私に御一任いただければというふうに思いますが……

（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）
よろしいでしょうか。

それでは、議題の審議につきましては、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、報告事項に移ります。執行部から説明をお願いします。

まず初めに、地球温暖化対策に係る計画の策定状況について。これはもう一緒にいきます。それと、温室効果ガス総排出量についての御説明をお願いします。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

別冊になっております報告事項の方をよろしく願います。

まず、1ページ目でございます。

地球温暖化対策に係る計画の策定状況について御説明いたします。

本県では、当該計画を現在策定中の環境基本計画の一部としておりますので、まずはそちらの環境基本指針、環境基本計画の中の位置づけについて御説明をさせていただきたいと思っております。

申しわけございませんが、別冊報告資料の6ページをお開きいただければと思います。

6ページの方に素案の概要をつけております。その中で、温暖化対策に関する部分としましては、まず、環境基本指針の欄で、上から2番目の丸囲みがございます。その中の4つの目指すべき姿の1番目に低炭素社会というのを掲げております。

続きまして、6ページの一番下段になりますけれども、施策の方向の中で、1番に温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現を位置づけているところでございます。

続きまして、7ページの方が環境基本計画になりますが、この基本計画のうち具体的な施策内容を6つ示しておりますが、そのうちの1番目のところに地球温暖化対策に係る部分を掲載するというにしているところでございます。

済みません、続きまして、また1ページにお戻りいただきたいと思っております。

今の6～7ページが、環境基本指針・計画の位置づけでございます。これまでのまず経緯でございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づきまして計画の策定が必要となっているところでございます。

現在、策定に向けた作業を行っております。県議会への御質問の後、12月中旬から県政パブリックコメントを実施する予定としているところでございます。

次に、計画の策定体制でございますが、県の環境審議会に検討委員会を設置しますとともに、県庁内組織において検討を行っている状況でございます。

また、(3)のところでございますが、県民や事業者、団体、市町村から意見を聞くための地域懇談会を県内11カ所で開催をしたところでございます。具体的には、3番のこれまでの取り組みに記載しているとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

計画の概要でございます。

対象期間につきましては、平成23年度から27年度までの5年間でございます。

温室効果ガスの削減目標につきましては、国は、2020年までに1990年比で25%削減するという方向を示しておりますが、削減目標や

必要な対策を織り込みました地球温暖化対策基本法案は、まだ国会では成立していない状況でございます。

このため、本県としましては、国の目標や対策が明らかになった後に設定を行うこととしているところでございます。

なお、本計画に織り込む施策につきましては、それぞれ目標を設定しまして、環境管理システムを活用して進行管理を行うことにしているところでございます。

主な施策を①から⑦に記載しておりますとおり、それぞれの各部門ごとに必要な施策を実施してまいることとしております。

最後に3ページをお願いいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、今後のスケジュールでございますが、12月中旬からの県政パブリックコメントの実施、環境審議会での審議等を経まして、2月の県議会に提案を予定しているところでございます。

報告資料の4ページ、5ページには、本計画の施策の体系等を示しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、報告資料の一番最後になります。8ページの方をお願いいたします。

県内の温室効果ガスの総排出量について御説明をいたします。

上段が国でございます。平成20年度の国の総排出量、こちらは確定値でございますが、12億8,200万トンで、基準年であります平成2年を1.6%上回っているという状況でございます。

2番目の本県の総排出量でございます。こちらは20年度の速報値となっておりますが、県内では1,129万7,000トンで、基準年でございます平成2年を1.4%上回っており、削減目標を6%としております関係で、その差は7.4%増という状況でございます。

また、部門別では、産業・業務その他部門が51.6%を占めておりまして、運輸部門が23.4%、家庭部門が17.9%となっております。

す。基準年と比較しました部門別の伸びでは、家庭部門が最も大きくなっているという状況でございます。

なお、算定方法を従来からちょっと見直しをしておりますので、その点について御説明させていただきます。

温室効果ガスの算定方法を示しました国の算定マニュアルが平成21年6月に改定されましたが、このマニュアルの考え方に沿いまして、より実態に合うよう、産業部門、製造業の排出量につきましては、エネルギーの効率化を反映させるなど、算定方法の見直しを行ったところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 報告事項につきまして、何か質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 渡辺先生、環境教育を考える議連で知事にも要望を渡してありますが、5ページのところに「教育・学習の機会の充実」ということで書いてありますけれども、子供たちの環境に対する教育というのは非常に重要だし、そういう専門的な人材の育成というのは重要でありますから、この辺もうちよっとなんか力を入れてほしいと思うんですけども、この辺はぜひ考慮をお願いします。これは要望だけでいいです。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、その他に入ります。その他として何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82

条の規定に基づき議長に申し出ることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、第19回環境対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長